

資料 2-1

令和 2 年度 福島支部事業計画案

令和 2 年度	令和 1 年度
<p>1. 基盤的保険者機能関係</p> <p><u>・適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取り組みを進める。</u></p> <p>(1) サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）を遵守する。 ・郵送による申請を促進するための周知・広報を行う。<u>また、退職者向けの任意継続の制度チラシと送付用封筒をセットにした「任継セット」を公的機関を中心に展開し、窓口混雑の軽減及び郵送化を図る。</u> ・加入者等のご意見・苦情等に迅速に対応し、サービスの改善に努める。 ・本部研修や伝達研修による職員の能力・待遇レベルの向上に努める。 <p>【KPI】 ①サービススタンダードの達成状況を 100%とする。 ②現金給付等の申請に係る郵送化率を 95.5%以上とする。</p>	<p>1. 基盤的保険者機能関係</p> <p>(1) サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金給付等の事務の標準化・簡素化・効率化を徹底し、事務マニュアル・事務手順書に従った事務処理によるサービス向上に努める。 ・お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）を遵守する。 ・郵送による申請を促進するための周知・広報に努める ・加入者等のご意見・苦情等に迅速に対応し、サービスの改善に努める。 ・本部研修や伝達研修による職員の能力・待遇レベルの向上に努める。 ・任意継続の保険料は、加入時や年度末時に口座振替又は前納納付を推進する。 <p>【KPI】 ①サービススタンダードの達成状況を 100%とする。 ②現金給付等の申請に係る郵送化率を 95.0%以上とする。</p>

<p><u>(2) 業務改革の推進に向けた取組</u></p> <p><u>・現金給付等の業務処理手順の更なる標準化の徹底と、役割を明確にした効率的な業務処理体制の定着により、業務の生産性の向上を目指す。</u></p> <p>(3) 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。<u>また、不正の疑われる申請（特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請）</u>について重点的に審査を行うとともに、本部から提供される「不正が疑われる事案の抽出データ」を活用し現金給付の適正化に努める。・傷病手当金と障害年金等との併給調整について、「傷病手当金と年金の併給調整に係る事務手順書」に従って、事務処理を確実に実施する。 <p>(4) 効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用するとともに、<u>高額査定事例の共有化、点検分野・領域の更なる拡大を図り、新たな点検ノウハウの習得を進めることにより、</u>効果的なレセプト点検を推進し、診療内容等査定効果額を前年度以上とする。	<p>【新設】</p> <p>(3) 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTの議論を経て事業主への立入検査を積極的に行う。特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行うとともに、本部から提供される「不正が疑われる事案の抽出データ」を活用し現金給付の適正化に努める。・傷病手当金と障害年金等との併給調整について、「傷病手当金と年金の併給調整に係る事務手順書」に従って、事務処理を確実に実施する。 <p>(4) 効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用するとともに、協会のノウハウを最大限活用した効果的なレセプト点検を推進し、診療内容等査定効果額を前年度以上とする。
---	--

<p>【KPI】社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする</p> <p>(※) 査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプト内容点検の外には、資格・外傷点検を的確に行うとともに医療費通知を実施する。 <p>(5) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）<u>及び部位ころがし（負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診）の申請について、加入者に対する文書照会や施術者に対する注意書の発行、及び適正受診の啓発を強化する。</u> <p>【KPI】柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする。</p> <p>(6) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、不正の疑いがある事案は厚生局への情報提供を徹底し、療養費の適正化を図る。</u> 	<p>【KPI】社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする</p> <p>(※) 査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプト内容点検の外には、資格・外傷点検を的確に行うとともに医療費通知を実施する。 <p>(5) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化し、療養費の適正化を図る。 <p>【KPI】柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする。</p> <p>(6) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年1月からの受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局への情報提供を徹底し療養費の適正化を図る。
--	---

<p>(7) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保険証回収不能届による早期電話催告、日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行う。更に保険証未回収者及び喪失後受診による返納金の発生者が多い事業所・事業主に対する広報等の取り組みを強化する。</u> ・ 返納金・損害賠償金に関わらず、発生した債権の早期回収に取り組むとともに、<u>各種催告</u>、顧問弁護士による催告、保険者間調整の<u>推進</u>、法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上に<u>努める。</u> <p>【KPI】 ①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95.0%以上とする。</p> <p>②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。</p> <p>③医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする。</p> <p>(8) 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報で</u> 利用促進を図る。 	<p>(7) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。更に保険証未回収者が勤務していた事業所・事業主に対する取り組みを推進する。また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 ・ 返納金・損害賠償金に関わらず、発生した債権の早期回収に取り組むとともに、顧問弁護士による催告、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 ・ 外部委託による平日夜間・休日における債権納入督促及び保険証返納催告の架電業務を実施する。 <p>【KPI】 ①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95.0%以上とする。</p> <p>②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。</p> <p>③医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする。</p> <p>(8) 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度の周知を目的としたポスターを作成し、医療機関等に配布し利用促進を図る。
---	---

<p><u>・医療機関事務担当者を対象とした事務説明会を開催し、申請書の設置医療機関の更なる拡大を図る。</u></p> <p>【KPI】高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を85.0%とする。</p> <p>(9) 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <p><u>・被扶養者の国内在住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施する。</u></p> <p><u>・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。</u></p> <p><u>・未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。</u></p> <p>・回収率を高めるため、積極的に社会保険労務士の受託分の向上を図る。</p> <p>【KPI】被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.0%以上とする。</p> <p>(10) オンライン資格確認の円滑な実施</p> <p>・資格喪失後受診を防止するため、引き続き医療機関に対して利用を促し、利用率向上に向けて取り組む。</p> <p><u>・国全体で実施するオンライン資格確認の円滑な施行に向けて、マイナンバーカードの健康保険証利用促進のための周知等を</u></p>	<p>・地域の医療機関や市町村と連携し、窓口に申請書を配置するなど利用促進を図る。</p> <p>・事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施する。</p> <p>【KPI】高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を84.0%以上とする</p> <p>(9) 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <p>・被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。</p> <p>・回収率を高めるため、積極的に社会保険労務士の受託分の向上を図る。</p> <p>【KPI】被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を91.0%以上とする</p> <p>(10) オンライン資格確認の利用率向上</p> <p>・資格喪失後受診を防止するため、引き続き医療機関に対して利用を促し、利用率向上に向けて取り組む。</p>
--	--

<p><u>行う。</u></p> <p>【KPI】 現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配布した医療機関における利用率を 76.0%以上とする。</p> <p>(11) 震災に対する協会けんぽ業務取扱いに基づく関連業務の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険一部負担金免除証明書の迅速な発行を行う。 ・医療機関等への健康保険一部負担金免除証明書の確認に関する周知を行う。 ・健康保険一部負担金還付金の迅速な支給決定を行う。 ・東日本大震災に伴う自己負担相当額還付金（生活習慣病予防健診、特定健康診査）の迅速な支給決定を行う。 	<p>【KPI】 現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配布した医療機関における利用率を 43.3%以上とする。</p> <p>(11) 震災に対する協会けんぽ業務取扱いに基づく関連業務の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険一部負担金免除証明書の迅速な発行を行う。 ・医療機関等への健康保険一部負担金免除証明書の確認周知を行う。 ・健康保険一部負担金還付金の迅速な支給決定を行う。 ・東日本大震災に伴う自己負担相当額還付金（生活習慣病予防健診、特定健康診査）の迅速な支給決定を行う。
<p>2. 戦略的保険者機能関係</p> <p>(1) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p> <p>i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</p> <p>○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：277,034人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 受診率 59.3% (受診見込者数：164,170人) ・事業者健診データ 取得率 8.3% (取得見込者数：23,100人) <p>○被扶養者（受診対象者数：69,217人）</p>	<p>2. 戦略的保険者機能関係</p> <p>(1) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p> <p>i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</p> <p>○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：277,362人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 受診率 58.6% (受診見込者数：162,545人) ・事業者健診データ 取得率 8.2% (取得見込者数：22,800人) <p>○被扶養者（受診対象者数：71,358人）</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査 受診率 34.7% (受診見込者数 : 24,000 人) ○ 健診の受診勧奨対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規適用事業所に生活習慣病予防健診の受診勧奨を行う。 ・ 生活習慣病予防健診未受診事業所、<u>新規適用事業所に対する受診勧奨を健診実施機関に委託する。</u> ・ 事業者健診のデータの取得は、県や労働局との三者連名文書による勧奨とともに、外部委託機関を活用した電話勧奨等で健診機関からの確実な取得を図る。 ・ <u>事業者健診データ取得促進等に向けて、関係団体に対する働きかけを行う。</u> ・ <u>新規被扶養者に対する受診勧奨のため、視認性の高い媒体を作成する。</u> ・ 市町村集団健診の日程に合わせ、会場および時間を記載した受診勧奨ダイレクトメールを送付する。<u>併せて未受診者の行動変容を促すためのナッジ理論等を活用する。</u> ・ 福島市等事業協定市のがん検診広報を受診券に同封し、特定健診と併せた受診勧奨を行う。 ・ <u>市町村集団健診が終了する時期にショッピングセンター等で支部独自健診を企画する。併せてナッジ理論等を活用したダイレクトメールを送付する。</u> ・ 支部独自健診と同時に行う「オプション健診」を<u>加入者の興味を引く内容で企画する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査 受診率 33.6% (受診見込者数 : 24,000 人) ○ 健診の受診勧奨対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規適用事業所に生活習慣病予防健診の受診勧奨を行う。 ・ 生活習慣病予防健診未受診事業所の受診勧奨を健診実施機関に委託する。 ・ 事業者健診のデータの取得は、県や労働局との三者連名文書による勧奨とともに、外部委託機関を活用した電話勧奨等で健診機関からの確実な取得を図る。 ・ 事業主に対し被扶養者健診の受診勧奨広報を実施する。 ・ 特定健診の連続未受診者に対する受診勧奨のために、視認性の高い媒体を作成する。 ・ 市町村集団健診の日程に合わせ、会場および時間を記載した受診勧奨ダイレクトメールを送付する。 ・ 福島市等事業協定市のがん検診広報を受診券に同封し、特定健診と抱合せた受診勧奨を行う。 ・ ショッピングセンター等で支部独自健診（出張ゼロ円健診）を実施する。 ・ 支部独自健診と同時に行う「オプション健診」を骨密度測定で実施する。
--	--

<p><u>・被扶養者が40歳を迎える世帯に対し、被保険者(35歳以上)と被扶養者(39歳)の健診同時受診勧奨を行う。</u></p> <p>【KPI】 ① 生活習慣病予防健診受診率を 59.3%以上とする ② 事業者健診データ取得率を 8.3%以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を 34.7%以上とする</p> <p>ii) 特定保健指導の実施率の向上</p> <p>○ 被保険者(特定保健指導対象者数：<u>37,641人</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率 25.0%(実施見込者数：<u>9,420人</u>) (内訳)協会保健師実施分 19.3%(実施見込者数：<u>7,280人</u>) アウトソーシング分 5.6%(実施見込者数：<u>2,140人</u>) <p>○ 被扶養者(特定保健指導対象者数：<u>2,040人</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率 6.3%(実施見込者数：<u>130人</u>) <p>○ 保健指導の受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>生活習慣病予防健診と一緒に特定保健指導を実施できる機関との新規契約を進める。</u> ・<u>健診と一緒に特定保健指導実施を事業所や加入者向けに周知する広報物を作成し、当日保健指導の利用促進を図る。</u> ・<u>特定保健指導実施機関会議を開催し、初回面談数増加に向けた仕組みづくりを促す。</u> ・健診機関による特定保健指導の課題解決を行い月次進捗管理の徹底を図る。 	<p>【KPI】 ①生活習慣病予防健診受診率を 58.6%以上とする。 ②事業者健診データ取得率を 8.2%以上とする。 ③被扶養者の特定健診受診率を 33.6%以上とする。</p> <p>ii) 特定保健指導の実施率の向上</p> <p>○被保険者(特定保健指導対象者数：37,440人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率 21.6%(実施見込者数：8,100人) (内訳)協会保健師実施分 17.4%(実施見込者数：6,500人) アウトソーシング分 4.3%(実施見込者数：1,600人) <p>○被扶養者(特定保健指導対象者数：2,064人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率 6.0%(実施見込者数：124人) <p>○保健指導の受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診機関がキット送付時等に、同封できる広報を事業所あて、個人あての2種類提供し当日保健指導の利用促進を図る。 ・健診機関による特定保健指導の課題解決を行い月次進捗管理の徹底を図る。 ・健診を行わない特定保健指導機関の実績向上を図る。 ・積極的支援対象者に対する「ポイント検証モデル」と「動機づけ支援相当」のスキーム定着化を図る。 ・被扶養者の特定保健指導をゼロ円健診の会場で行う。
---	---

<p>・<u>前年度の特定保健指導未実施者で腹囲が基準値付近の者に対し、健診受診予定月の2か月程度前に自発的取り組みを促す通知を送付する。</u></p> <p>・被扶養者の特定保健指導を<u>支部独自健診</u>の会場で行う。</p> <p>【KPI】 特定保健指導の実施率を 24.0%以上とする</p> <p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <p>○ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 1,400人</p> <p>・<u>保健師による特定保健指導の事業所訪問時に、その他保健事業として重症域の対象者への指導、受診勧奨を行う。</u></p> <p>・<u>ナッジ理論の活用や個人のリスク等を記載した個別性の高い二次勧奨文書を作成し、効果的な受診勧奨を行う。</u></p> <p>・二次勧奨で<u>保健師</u>による電話勧奨を行う。</p> <p>○ 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業</p> <p>・かかりつけ医と連携した糖尿病性腎症重症化予防の個別指導と「慢性腎臓病（CKD）予防連携システム」の運用を実施する。</p> <p>【KPI】 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.9%以上とする</p>	<p>【KPI】 特定保健指導の実施率を 20.8%以上とする。</p> <p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <p>○ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 1,400人</p> <p>・二次勧奨で「可視化した情報シート」での文書による受診勧奨を行う。</p> <p>・二次勧奨で委託業者の専門職による電話勧奨を行う。</p> <p>○ 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業</p> <p>・かかりつけ医と連携した糖尿病性腎症重症化予防の個別指導と「慢性腎臓病（CKD）予防連携システム」の運用を実施する。</p> <p>【KPI】 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.0%以上とする</p>
--	--

<p>iv) コラボヘルスの推進</p> <p>○健康事業所宣言の取り組み支援の体制強化による質の確保と、関係機関と連携した宣言事業所数の拡大に努め、<u>宣言事業所に対するフォローアップの強化を図る。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・宣言事業所に対し取り組み支援として、県歯科医師会、県理学療法士会、福島産業保健総合支援センターと連携したセミナー講師派遣を行う <u>ことに加え被保険者の健康意識の向上、意識醸成を目的として出前講座の提供を行う。</u> ・「<u>ふくしま健康経営優良事業所 2020</u>」及び「<u>経済産業省の「健康経営優良法人 2021」の認定を目指す宣言事業所に対し取り組み支援を行う。</u> ・宣言事業所に対し「<u>健康づくりの手引き（改訂版）</u>」を配布するとともに広報等により活用の推進を行う。 ・事業所に対しセミナーの開催を行うことにより、宣言事業所へ健康づくりのサポート強化および宣言事業所数の拡大を図る。 ・全宣言事業所に対して「事業所健康度カルテ」の発行を行い、意識醸成を図る。なお、10人以上の健診受診者のいる事業所については順位付けしたものとする。<u>また、健康事業所宣言にエントリーしていない健康保険委員事業所への配布により宣言事業所数の増加を図る。</u> ・県認定制度「ふくしま健康経営優良事業所」の広報をとおした認定制度の普及、関係団体と連携した健康経営の普及を図 	<p>iv) コラボヘルスの推進</p> <p>○健康事業所宣言の取り組み支援の体制強化による質の確保と、関係機関と連携した宣言事業所数の拡大に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宣言事業所に対し取り組み支援として、県歯科医師会、県理学療法士会、福島産業保健総合支援センターと連携したセミナー講師派遣を行う。 ・「ふくしま健康経営優良事業所 2019」を目指す宣言事業所に対し担当保健師等による取り組み支援を行う。 ・新規宣言事業所に対し「健康づくりの手引き」を配布するとともに広報等により活用の推進を行う。 ・事業所に対しセミナーの開催を行うことにより、宣言事業所へ健康づくりのサポート強化および宣言事業所数の拡大を図る。 ・全宣言事業所に対して「事業所健康度カルテ」の発行を行い、意識醸成を図る。なお、10人以上の健診受診者のいる事業所については順位付けしたものとする。 ・県認定制度「ふくしま健康経営優良事業所」の広報をとおした認定制度の普及、関係団体と連携した健康経営の普及および
--	---

<p>る。</p> <p>(2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者を対象とした理解度調査の前年度の結果を踏まえて広報計画を策定する。 <p>① 広報活動による理解促進</p> <p><u>○各種広報ツールを効果的に活用した広報活動を展開し、理解促進を図る。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・メールマガジンによるタイムリーな情報提供を実施する。 ・ホームページの利用数を高め広く加入者の周知に努める。 ・各種研修会やアンケート等により、加入者・事業主の要望を踏まえた取り組みに努める。 ・適正な届出・医療機関の適切な利用等、健康保険事業の円滑な実施を図るため広く加入者への積極的な広報の実施に努める。 ・メディアを活用し、より多くの加入者への情報提供に努める。 ・<u>加入者へ直接届く広報へ向けたアンケート調査と併せ支部事業に関する広報及び健康保険制度案内チラシにより周知す</u> 	<p>び未宣言事業所に対しダイレクトメールによる勧奨を行い宣言事業所数の拡大を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者に対して「健康づくりサポートブック」の配布を行うことにより、加入者への健康づくりのサポートを強化する。 ・加入者の健康意識を高めるきっかけとして、レンタル健康機器の貸与を行う。 <p>(2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <p>加入者を対象とした理解度調査の前年度の結果を踏まえて広報計画を策定する。</p> <p>① 広報活動による理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メールマガジンによるタイムリーな情報提供を実施する。 ・ホームページの利用数を高め広く加入者の周知に努める。 ・各種研修会やアンケート等により、加入者・事業主の要望を踏まえた取り組みに努める。 ・適正な届出・医療機関の適切な利用等、健康保険事業の円滑な実施を図るため広く加入者への積極的な広報の実施に努める。 ・メディアを活用し、より多くの加入者への情報提供に努める。 ・健康保険の事務手続きを全加入事業所へ配布することにより、全事業所に対して情報提供の強化に努める。
--	--

<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康の理解促進を図るために二校の小学校において健康教室を開催する。 <p>②健康保険委員を通じた理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康保険委員セミナー、広報誌、健康づくり手引き等による情報提供を通じ、健康保険事業、協会けんぽの財政状況、健康づくり等について加入者、事業主の理解促進に努める。 関係団体（年金事務所等）と連携した講習会を開催する。 健康保険委員の表彰を通じ、広く活動の周知を行う。 効果的な勧奨を行い委嘱数拡大に努める。 <p>【KPI】① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする。</p> <p>② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 50.0%以上とする。</p> <p>(3) ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ジェネリックカルテ等を活用し、阻害要因を分析・検証のうえ、更なる使用促進に向けた施策の検討を行う。 県担当部局、関係機関等と連携し、医療機関・調剤薬局に対して各種協議会やタウンミーティング等を活用した情報提供・意見発信を行う。 個別の医療機関・調剤薬局に対して見える化ツールを活用し、効果的なアプローチを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 健康の理解促進を図るために二校の小学校において健康教室を開催する。 <p>②健康保険委員を通じた理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康保険委員セミナー、広報誌、健康づくり手引き等による情報提供を通じ、健康保険事業、協会けんぽの財政状況、健康づくり等について加入者、事業主の理解促進に努める。 関係団体（年金事務所等）と連携した講習会を開催する。 健康保険委員の表彰を通じ、広く活動の周知を行う。 効果的な勧奨を行い委嘱数拡大に努める。 <p>【KPI】① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする。</p> <p>② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 47.5%以上とする。</p> <p>(3) ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな指標を追加したジェネリックカルテ等を活用し、阻害要因を分析・検証のうえ、更なる使用促進に向けた施策の検討を行う。 県担当部局、関係機関等と連携し、医療機関・調剤薬局に対して各種協議会やタウンミーティング等を活用した情報提供・意見発信を行う。 個別の医療機関・調剤薬局に対して見える化ツールを活用し、
---	--

<ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品軽減額通知を送付する。(年 2 回) ・加入者への啓発広報、希望シールを配布する。 ・医療機関の窓口負担免除対象者に対し、保険料負担の軽減につながる旨のチラシを作成し、免除証明書に同封のうえ送付する。 ・<u>ジェネリック使用割合が低い医療費無料化層(とりわけ 10～14 歳)及びその親世代に対し、視認性の高い広報媒体(冊子)を配布し意識醸成を図る。</u> <p>【KPI】協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合(※)を 81.6%以上とする</p> <p>※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合</p> <p>(4) インセンティブ制度の<u>着実な実施</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度について広報媒体を活用し、事業所、加入者に対して広く丁寧な周知を行う。 ・<u>令和元年度</u>の実施結果を迅速に検証し、その後の施策の検討を行うことにより、上位過半数の支部に入ることを目指す。 <p>(5) 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>協会版 SCR と医療費構成表を使用し</u>、関係団体に対して分析データに基づいた意見発信を行う。 ・分析結果を活用した事業企画・評価及び各種協議会等におけ 	<p>効果的なアプローチを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品軽減額通知を送付する。(年 2 回) ・加入者への啓発広報、希望シールを配布する。 ・医療機関の窓口負担免除対象者に対し、保険料負担の軽減につながる旨のチラシを作成し、免除証明書に同封のうえ送付する。 <p>【KPI】協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合(※)を 79.7%以上とする</p> <p>※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合</p> <p>(4) インセンティブ制度の本格導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度について広報媒体を活用し、事業所、加入者に対して広く丁寧な周知を行う。 ・平成 30 年度の実施結果を迅速に検証し、その後の施策の検討を行うことにより、上位過半数の支部に入ることを目指す。 <p>(5) 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域差の要因分析を行い、関係団体に対して分析データに基づいた意見発信を行う。 ・分析結果を活用した事業企画・評価及び各種協議会等におけ
---	---

<p>る意見発信を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他保険者と連携した調査分析の実施を行う。 ・医療に係る分析結果について、加入者や事業主へ情報提供を行う。 ・地域医療調整会議において他の被用者保険者と連携し積極的な意見発信を行う。 <p>【KPI】①他の被用者保険者との連携を含めた地域医療調整会議への被用者保険者の参加率を 100%とする。</p> <p>②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する。</p> <p><u>(6) 調査研究の推進</u></p> <p><u>データを活用した分析を実施し、その研究成果を学会等で発表するなどの意見発信を行う。また、研究成果を活用し、中長期での具体的な事業の検討を行う。</u></p>	<p>る意見発信を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他保険者と連携した調査分析の実施を行う。 ・医療に係る分析結果について、加入者や事業主へ情報提供を行う。 ・地域医療調整会議において他の被用者保険者と連携し積極的な意見発信を行う。 <p>【KPI】①他の被用者保険者との連携を含めた地域医療調整会議への被用者保険者の参加率を 83.7%以上とする。</p> <p>②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する。</p> <p>【新設】</p>
<p>3. 組織・運営体制関係</p> <p>(1) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者機能強化を図るために企画業務の強化を図る。 ・事務の効率化を目的とした山崩し方式の定着化を図る。 <p>(2) 人事評価制度の適正な運用</p>	<p>3. 組織・運営体制関係</p> <p>(1) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者機能強化を図るために企画業務の強化を図る。 ・事務の効率化を目的とした山崩し方式の定着化を図る。 <p>(2) 人事評価制度の適正な運用</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・研修等により人事評価制度の理解を深め、目標設定や結果評価等の適正な運用に努める。 <p>(3) OJTを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「OJT (On the Job Training)」を中心に「集合研修」「自己啓発」を組み合わせることで、関係機関との調整・協働、適切な意見発信などができる人材育成に努め、組織基盤の底上げに努める。 ・職員一人ひとりが成長意欲を持ち、日々の業務を通じて職員を育てる組織風土の醸成に努める。 <p>(4) 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。</u> <u>参加が予想される業者に広くPRを行う等周知に努める他、十分な公告期間や履行期間を設定することにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。</u> <u>また、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善につなげる。</u> ・職員に対してコスト意識の徹底を図り、経費節減に努める。 <p>【KPI】 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、 20%以下とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研修等により人事評価制度の理解を深め、目標設定や結果評価等の適正な運用に努める。 <p>(3) OJTを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「OJT (On the Job Training)」を中心に「集合研修」「自己啓発」を組み合わせることで、関係機関との調整・協働、適切な意見発信などができる人材育成に努め、組織基盤の底上げに努める。 ・職員一人ひとりが成長意欲を持ち、日々の業務を通じて職員を育てる組織風土の醸成に努める。 <p>(4) 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達における競争性を高めるため一者応札となった入札案件については入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、一者応札案件の減少に努める。 ・職員に対してコスト意識の徹底を図り、経費節減に努める。 <p>【KPI】 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、 23%以下とする。</p>
--	--

<p>(5) コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none">・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。 <p>(6) リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none">・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。また、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制の構築に努める。	<p>(5) コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none">・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。 <p>(6) リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none">・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。また、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制の構築に努める。
--	--